

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年 7 月30日
【発行者名】	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 本田 直之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 2 号
【事務連絡者氏名】	法務部 吉澤 紋子
【電話番号】	03-6758-3840
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ティー・ロウ・プライス 米国成長株式ファンド （毎月決算・予想分配金提示型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	（１）当初自己設定 10億円を上限とします。 （２）継続申込期間 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ティー・ロウ・プライス 米国成長株式ファンド（毎月決算・予想分配金提示型）（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

愛称として「アメリカン・ロイヤルロード」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、投資信託委託会社であるティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下同じ。）に基づく追加型証券投資信託です。

当初設定時の元本は1口当たり1円です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初自己設定：10億円を上限とします。

継続申込期間：1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初自己設定：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

^{*} 「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

当ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせください。

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

電 話：03-6758-3840（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ：troweprice.co.jp

（５）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社によっては、ファンド間の乗り換え（以下「スイッチング」といいます。）による当ファンドの取得申込を取扱う場合があります。

販売会社によっては、当ファンドと共通のマザーファンドをもつ別のファンドである「ティー・ロウ・プライス 米国成長株式ファンド」とのスイッチングが可能です。スイッチングのお取扱いに関しては、販売会社へお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。
ただし、収益分配金を再投資する場合には、１口単位となります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

当初自己設定：2025年８月18日（ファンドの関係法人により2025年８月15日に当初自己設定にかかる申込みが行われます。）

継続申込期間：2025年８月18日から2026年８月14日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせください。

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

電 話：03-6758-3840（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ：troweprice.co.jp

（９）【払込期日】

<当初自己設定>

当初自己設定にかかる発行価額の総額は、ファンドの関係法人によって、設定日までに、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

<継続申込期間>

販売会社の定める期日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金はお申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせください。

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

電 話：03-6758-3840（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ：troweprice.co.jp

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

申込の方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

1) 受益権の取得申込は、販売会社において継続申込期間中の毎営業日に受付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、取得のお申込みの受付を行いません。

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ニューヨークの銀行の休業日

- 2) 継続申込期間において、取得申込の受付は、原則として、午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、申込締切時間は、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。詳しくは、本書「第2 管理及び運営」の「1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

受益権の管理

受益権の取得申込者は、取得申込と同時にまたはあらかじめ、販売会社において口座開設する必要があります。販売会社で開設した口座において取引されたファンドの受益権は、口座管理機関（販売会社）を通じて、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関にて管理されます。当該口座に当該取得申込者にかかる振替受益権の口数の増加の記載または記録が行われます。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金（解約）代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューターシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表 >

当ファンドに該当する商品分類を網掛け表示しています。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産
単位型	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合
追加型	海外 内外	

商品分類表の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

当ファンドに該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回 年 2 回 年 4 回	グローバル （含む日本） 日本	ファミリーファンド	あり （ ）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信	年 6 回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々	北米 欧州 アジア オセアニア		
その他資産 （投資信託証券(株式 一般)）	その他 （ ）	中南米 アフリカ		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 （中東） エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

* 北米以外の企業にも投資する場合があります。

属性区分表の定義

その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性に限定されないものに投資する旨の記載があるものをいいます。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
北米*	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 北米以外の企業にも投資する場合があります。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、上記を含む各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご参照ください。

一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス：<https://www.toushin.or.jp/>

ファンドの特色

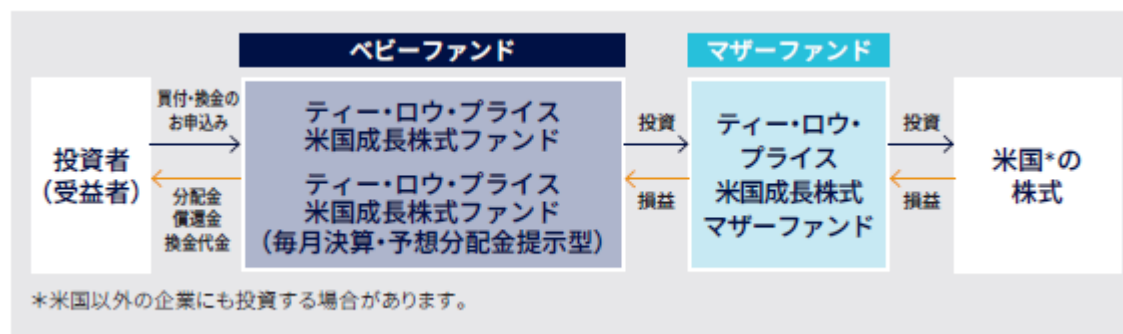
- 1 ティー・ロウ・プライス 米国成長株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として米国の株式の中で、成長性が高いと判断される企業を中心に投資を行います。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。
- 2 銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ^{*1}」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス^{*2}のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。
^{*1} ボトム・アップ・アプローチとは、アナリストの個別企業に対する調査や分析等に基づきその企業の投資価値を判断し、個別銘柄を選択する運用手法です。
^{*2} 委託会社およびその関連会社をいいます。
- 3 実質外貨建資産について、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

上記は当ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色を含みます。

< ファミリーファンド方式について >

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし（当ファンドとは別に、ティー・ロウ・プライス 米国成長株式ファンドがあります。）、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。

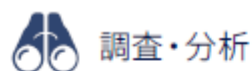


販売会社によっては、いずれかのファンドのみ取扱う場合があります。各ファンド間のスイッチングのお取扱いに関しては、販売会社へお問い合わせください。

<運用プロセス>

当ファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国成長株式運用チーム」が担当します。

- 当ファンドは、企業利益やキャッシュフローにおいて長期的な成長が期待できる銘柄の発掘をめざします。
- こうした成長を「持続成長」「循環成長」「特殊な成長」の3つの視点からとらえ、全体での安定した運用実績の実現を追求します。



調査対象ユニバース

- 主として米国の上場銘柄
- 原則、時価総額80億米ドル以上

業界分析

- 持続性分析：業界の成長見通し、価格決定力等
- 循環性分析：生産能力、需要動向等

企業分析

- 定性分析：ビジネスモデル、ブランド力、経営の質等
- 定量分析：キャッシュフロー成長、利益率等
- バリュエーション(株価評価)分析：株価収益率等の現在・過去の水準、業界平均、同業他社との比較等



ポートフォリオ構築(約70~120銘柄)

持続成長

圧倒的な技術力、卓越したビジネスモデル、価格支配力などを強みに成長する企業等

循環成長

景気変動の影響を受けるも景気回復期にV字型回復を示す企業等

特殊な成長

構造変革などの特殊要因により成長する企業等

※上記は本書作成時点における運用プロセスを示しており、今後、市場環境の変化等により予告なく変更される場合があります。
上記は、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

<ご参考> ティー・ロウ・プライスについて

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。

ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、85年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。

徹底したリサーチによるファンダメンタルズ分析を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資者のみなさまに提供しています。

グループ資産残高：1兆5,663億米ドル（2025年3月末現在）

信託金の限度額

信託金限度額は、1兆円です。委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金限度額を変更することができます。

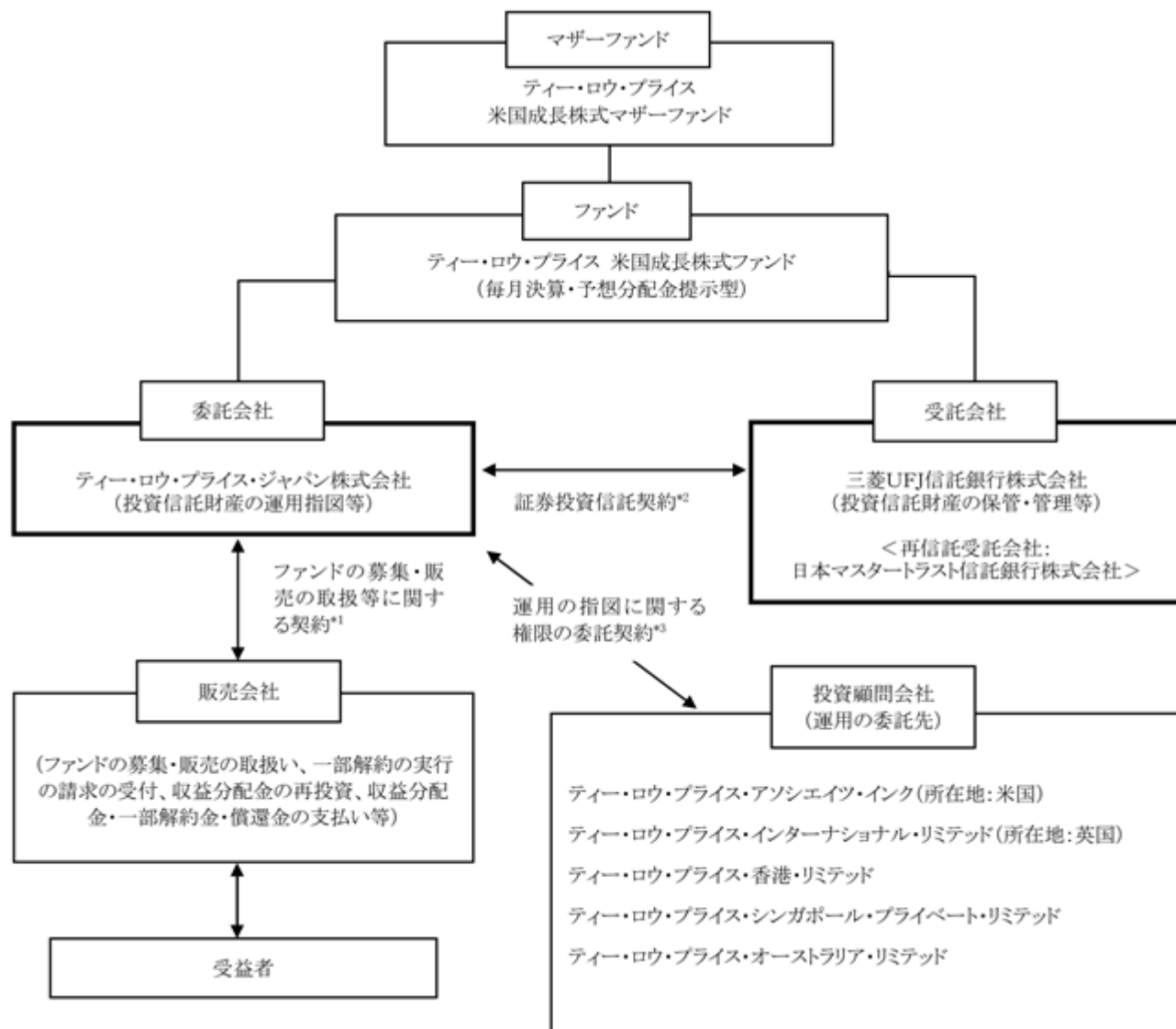
(2) 【ファンドの沿革】

2018年11月2日	マザーファンドの信託契約締結、運用開始
2025年8月18日	当ファンドの信託契約締結、運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の通りです。



- * 1 投資信託の販売にあたって、委託会社と販売会社の間で締結した契約。販売会社が行う募集の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容等が含まれています。
- * 2 投資信託の設定および運営について、委託会社と受託会社との間で締結した契約。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。
- * 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、委託会社と投資顧問会社の間で締結した契約。委託する運用についての業務内容、報酬の取り決めの内容等が含まれています。

委託会社の概況

・資本金の額

100 百万円（本書提出日現在）

・会社の沿革

1982年	8月4日	ロウ・プライス - フレミング・インターナショナルが駐在員事務所を東京に開設
2003年	3月20日	T. ロウ・プライス・グローバル投資顧問 東京支店開設
2011年	1月1日	T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に商号変更
2017年	3月1日	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に商号変更
2017年	8月17日	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社 設立
2018年	4月1日	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社がティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店の資産運用事業を譲り受け、営業開始

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン市パターノスター・スクエア5、ウォーリック・コート	2,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式の中で、成長性が高いと判断される企業を中心に投資を行います。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)といった株式関連の証券へ投資をします。

マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ^{*1}」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス^{*2}のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

*1 ボトム・アップ・アプローチとは、アナリストの個別企業に対する調査や分析等に基づきその企業の投資価値を判断し、個別銘柄を選択する運用手法です。

*2 委託者およびその関連会社をいいます。

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 信託約款に定める投資制限 10)から13)」に定めるものに限り、）にかかる権利
 - ハ．約束手形
 - ニ．金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲等

委託者（委託者から委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) 資産の流動化にかかる特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- 11) コマーシャル・ペーパー
- 12) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 13) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 14) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 16) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 17) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 18) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 19) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 21) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券のうち投資法人債券ならびに第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 7) 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
- 8) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 9) 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）
- 10) 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

- 11) 民法に規定する組合契約、商法に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）
- 12) 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの
- 13) 金融商品取引法第2条第2項第1号から第6号に掲げる権利と同等の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益または投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利（金融商品取引法第2条第2項第7号で定めるものをいいます。）

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 組織および社内規則等 >

当ファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国成長株式運用チーム」が担当します。

ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。

ファンドの運用に関する社内規則として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用する金融商品取引業者に関しても方針を定め、取引コストや各金融商品取引業者との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき社内規則において、利益相反管理にかかる方針や従業員取引にかかる規則等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が一般社団法人投資信託協会の規則にそって適正に評価されるよう担保しています。

また、ティー・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重要な影響を与える可能性が高いと考えられるESG要素を考慮した投資を行っています。なお、投資判断を行う際に、結果としてESG要素よりも他の投資に関する要素を優先する場合があります。

< 内部管理体制 >

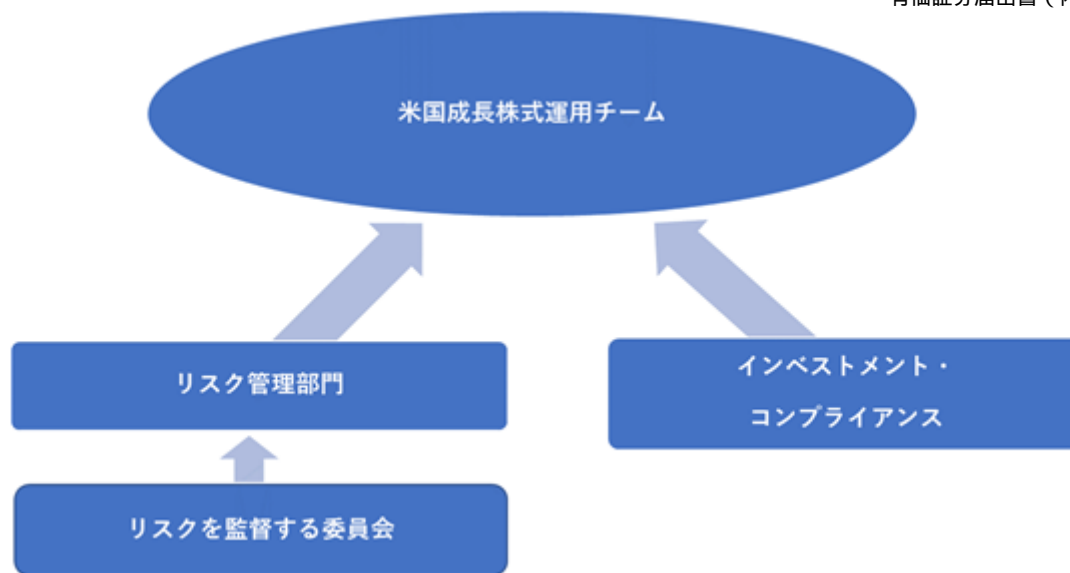
ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。

リスクをさまざまな側面から捉え、内在するリスクの種類を識別・把握し、多面的に管理するため、運用部門から独立したリスク管理部門を組織しております。リスク管理部門には運用リスク担当の専門チームを配置し、運用チームを主にデータ分析面でサポートし、さらに流動性リスク等の運用リスクのモニタリングも行っています。

法令、規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。

さらに、ティー・ロウ・プライス・グループ組織全体のリスク管理に関する方針設定および実態の把握のために、リスクを監督する委員会を設置しています。当該委員会は、ティー・ロウ・プライス・グループのリスク管理部門の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー他、主要部門の責任者で構成され、運用にかかるリスク（流動性リスクを含みます。）、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク等について、全社的な観点から監督します。

受託会社や業務委託先の選定にあたっては、選定にかかる方針を定めており、必要に応じて面談や質問票への回答を求めるなどして選考を行うとともに、社内の管理担当者を定めて継続モニタリングを行います。



（４）【分配方針】

毎月の決算時（毎月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の分配方針に基づき分配を行います。

初回決算日は2025年9月16日の予定です。

- ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。なお、必ず分配を行うものではありません。
- ・ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

また、毎決算日の前営業日の基準価額に応じて、以下の金額の分配を行うことを目指します。

決算日の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
10,500円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
10,500円以上11,000円未満	100円
11,000円以上12,000円未満	110円
12,000円以上13,000円未満	120円
13,000円以上14,000円未満	130円
14,000円以上15,000円未満	140円
⋮	⋮

基準価額15,000円以降も上記と同様、基準価額1,000円の上昇で10円の分配金額増加（1万口当たり、税引前）を目指します。

毎決算日の前営業日の基準価額の水準に応じて上記の表に基づく分配金額を支払うことを原則としますが、その金額は変動するものであり、基準価額の水準によっては分配金が支払われないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。基準価額が上記の表に記載された水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配が次期決算以降も継続されるというものではありません。

分配金の支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金の支払いのために、現金化またはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引コスト等が発生する場合や現金の保有比率が高まる場合があります。

「収益分配金に関する留意点」もあわせてご覧ください。

< 収益分配金に関する留意点 >

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

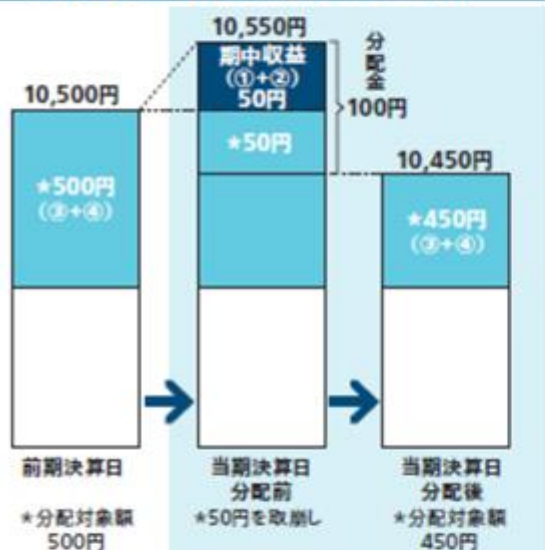
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



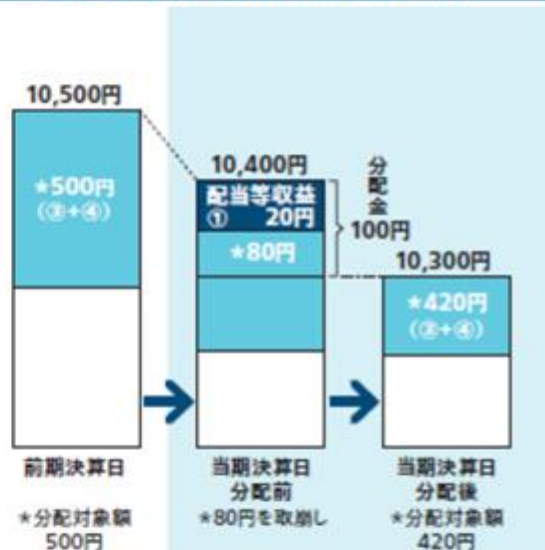
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



※ 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】**信託約款に定める投資制限**

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 3) デリバティブ取引（法人税法第61条の5第1項に定めるものをいいます。）の利用（実質利用も含みます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを低減する目的、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限定します。
- 4) 外国為替予約取引の実質利用は、為替変動リスクを低減する目的に限定します。
- 5) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
 - (a) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - (b) 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
 - (c) 前各項の規定にかかわらず、未上場株式または未登録株式のうち、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
 1. 金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書（金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書を含みます。）を提出している会社で、当該有価証券報告書に監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている会社の発行するもの
 2. 公認会計士または監査法人により、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）に基づく監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている計算書類等が入手できる会社の発行するもの
 3. 公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を入手できるものであって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行するもの
 4. 外国株式であって前3号に準ずるもの
- 9) 信用取引の指図範囲
 - (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - (b) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるもの）に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

10) 先物取引等の運用指図および範囲

- (a)委託者は、日本の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
(b)委託者は、日本の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
(c)委託者は、日本の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

11) スワップ取引の運用指図および範囲

- (a)委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
(b)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(c)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出し提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、一般社団法人投資信託協会の規則に従って評価するものとします。
(d)委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

12) クレジットデリバティブ取引の運用指図および範囲

- (a)委託者は、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。
(b)クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(c)クレジットデリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が、当該取引における当事者間で取り決めた者の信用状態、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(d)委託者は、クレジットデリバティブ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

13) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲

- (a)委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
(b)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(c)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出し提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、一般社団法人投資信託協会の規則に従って評価するものとします。
(d)委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

14) 外国為替予約取引の指図および範囲

- (a)委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
(b)委託者は、外国為替予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

15) 有価証券の貸付けの指図および範囲

- (a)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c)委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

16) 公社債の空売りの指図および範囲

- (a)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

17) 公社債の借入れの指図および範囲

- (a)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d)上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

- (a)外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

19) 資金の借入れ

- (a)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (c)収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d)借入金の利息は信託財産中から支弁します。

法令による投資制限

- 1) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)
同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。
- 2) デリバティブ取引等の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買^{*}）を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

* 債券のオプション取引の一種で、債券店頭オプション取引ともいいます。オプション権利の保有者（買方）が、付与者（売方）に対して、対象となっている債券の受渡日を、当事者間で事前に合意している権利行使期間内に通知することにより、債券売買が成立するオプション取引です。

- 3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行います。

<ご参考> ティー・ロウ・プライス 米国成長株式マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として米国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)といった株式関連の証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として米国の株式の中で、成長性が高いと判断される企業を中心に投資を行います。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。

運用にあたっては、委託者の関連会社に運用の指図に関する権限を委託します。

銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ^{*1}」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス^{*2}のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

*1 ボトム・アップ・アプローチとは、アナリストの個別企業に対する調査や分析等に基づきその企業の投資価値を判断し、個別銘柄を選択する運用手法です。

*2 委託者およびその関連会社をいいます。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5第1項に定めるものをいいます。）の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを低減する目的、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限定します。

外国為替予約取引の利用は、為替変動リスクを低減する目的に限定します。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

■ 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

当ファンドが有する主なリスク（ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドが有するリスクを含みます。）は以下の通りです。

< 株価変動リスク >

当ファンドは、米国の株式を主要な投資対象としますので、その基準価額は、株式（米国預託証券（ADR）等を含みます。）の値動きにより、大きく変動することがあります。

株価は、発行企業の業績、市場での需給関係、政治・経済・社会情勢等の影響を受けて、ときには大きく変動します。発行企業が経営不安や倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

< 為替変動リスク >

当ファンドは、原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接受けます。したがって、為替相場が円高方向に進んだ場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、為替相場は大きく変動する場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の変動要因

< 中小型株投資リスク >

当ファンドは中小型株も投資対象としますが、時価総額が小さい企業の株式は、大規模企業の株式に比べ価格の変動性（ボラティリティ）が高い傾向があります。こうした企業は、十分な資金を確保できない、業歴が短い、事業内容が多様ではないなどの理由から事業後退のリスクが高くなる可能性があり、ファンドの基準価額に影響します。

< エマージング・マーケット・リスク >

当ファンドは、米国以外の企業に投資することがあり、エマージング・マーケット（新興国市場）の株式も投資対象としています。エマージング・マーケットは先進国と比較して市場が成熟していないため、流動性が低く、価格の変動性も大きいことから、価格変動リスクが高くなる傾向にあります。また新興国は先進国と比較すると政情が不安定な国や地域が多く、投資対象国・地域における政治体制の変更、法令の変更、経済情勢の変化等の影響が市場におよぶリスクが高くなります。これらのリスクにより、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

< 流動性リスク >

有価証券等を売買する際、その市場規模や取引規模が小さいなど、流動性が低い場合、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済・社会情勢等に起因して市場環境が急変した場合等においては、投資対象資産の流動性が低下することがあり、その場合、市場実勢から期待できる価格で取引ができない、または取引量が限られて保有有価証券等の売却が困難となる場合があります。これらの流動性リスクにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

< ファンドの資金流出に伴うリスク >

ファンドに大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当する必要があるが生じた場合、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場環境や流動性等の状況によっては、市場実勢から期待できる価格で保有有価証券等を取引できないリスク、取引量が限られて保有有価証券等の売却が困難となるリスクがあり、基準価額が下落する要因となります。また、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの換金代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

< 運用スタイルリスク >

ある特定の運用スタイルは、市場環境に対して有利に働くことも、不利に働くこともあり、当ファンドが他の運用スタイルを採用しているファンドほどの成果を得られないおそれがあります。また投資家心理によって、運用スタイルの人気、不人気の変動する場合があります。

<オペレーショナル・リスク>

ファンドには、保有証券等の評価、基準価額、ファンドの財務諸表、取引執行などに影響を与える過誤やシステム障害が発生する可能性があります。

<カウンターパーティリスクおよび信用リスク>

外国為替予約取引等の相対取引の相手方(カウンターパーティ)が財政難や営業不振、破綻などの理由により債務を履行しない場合、ファンドが損失を被ります。また、有価証券の発行体において、財政難や営業不振などが生じ、企業倒産の懸念から発行体の株式などの価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）した場合、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

<デリバティブ取引に伴うリスク>

ファンドでは、デリバティブ（有価証券先物取引、オプション、スワップ等の金融派生商品）を利用することがあります。デリバティブの価格は市場動向などの影響を受け、デリバティブが参照する原資産（証券、金利、通貨、指数等）の価格変動に伴い変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく価格が変動することがあるため、価格が大きく下落する場合があります。この場合、ファンドの基準価額はデリバティブの価格変動の影響を受けます。

<未上場株式の組入リスク>

ファンドでは、未上場会社の株式に投資することがあります。未上場株式は流動性が低いため、直ちに売却できないことも考えられ、また、株式の転売が契約上制限されていることがあり、ファンドの資金流動性に影響を与え、基準価額に悪影響を及ぼす場合があります。さらに未上場会社は規模が小さいこと等の観点から、社会、政治、経済の情勢変化から大きな影響を受けやすく、予想に反し、会社の業績、資金調達などにおいて懸念が生じるリスクが高い傾向にあり、このような懸念に起因して未上場株式の時価評価額が低下する場合があります。

<特別買収目的会社（SPAC）の組入リスク>

ファンドでは、特別買収目的会社（SPAC）に投資することがあります。SPACは他社（未上場会社）を買収することを目的とする上場会社ですが、新規株式公開（IPO）時点においては特定の買収先は定まっておらず、また買収する事業、業種、地域なども定まっていない場合があります。買収先の未上場会社は上場会社と比べて情報開示が不十分なこともあり、さらにSPACが意図した買収に失敗する場合など不確実性が高いという特徴があります。したがって、予想に反し、会社の業績、資金調達などにおいて懸念が生じるリスクが高い傾向にあり、このような懸念に起因してSPACの時価評価額が低下する場合があります。

その他の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

<流動性リスクに関わる留意点>

ファンドに大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や、主要投資対象市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で保有有価証券等を取引できないリスク、取引量が限られて保有有価証券等の売却が困難となるリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

<ファミリーファンド方式に関わる留意点>

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

<繰上償還に関わる留意点>

受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合、または取引市場の大幅な変動等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

<買付・解約の中止等に関わる留意点>

金融商品取引所等^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたそれらのお申込みの受付を取消することがあります。この場合、運用の基本方針にしたがった運用ができなくなる場合があります。

^{*} 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

なお、主要投資対象市場の規模・流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付を制限することがあります。

< 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点 >

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国事業体への米国を起源とする特定の支払い、例外が適用されない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。

現在、FATCAのもとでは、（ ）米国外の投資法人や投資信託といったファンドを含む外国金融機関（ただし米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）または居住国に、直接および間接的な米国の口座保有者に関する情報を収集して開示することに同意しているか、またはこれらの要件から免除されており当該免除につき証明書の提出等による証明を行っている場合を除きます。）、（ ）その他の特定の外国の事業体（ただし、直接または間接的な米国の口座保有者に関する一定の情報につき証明書の提出等による証明を行っている場合を除きます。）に対して、定額または確定可能な年次または定期的な額の米国源泉の所得（分配金を含みます。）の全部または一部に30%の源泉徴収税が課されますが、一部解約や償還による総受取額については、米国当局より別途、異なる内容の指針が発表されない限り、30%の源泉徴収税の対象となりません。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、当ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。

当ファンドがFATCAによる源泉徴収の対象とならないためには、外国金融機関として、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を当ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国事業体または外国事業体（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、当ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

当ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、当ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、当ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、当ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、当ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務省または国税庁に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

< 共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）に関わる留意点 >

外国の金融機関を利用した国境を越える脱税を予防するため、租税条約等に基づき、国内外の税務当局間で共通報告基準（以下「CRS」といいます。）に従って「非居住者」に係る金融口座情報を自動的に交換する制度が、2018年1月1日以後、日本でも開始されました。

本制度の開始に伴い、販売会社において、CRS関連法令に基づき、証券取引口座をお持ちのお客様（個人、法人は問いません。以下同じ。）の「居住地国」や「住所・本店等の所在地等がある国（以下「住所等所在地国」といいます。）」を特定する義務があります。また、受益者におかれましても、販売会社に「居住地国」等をお届出いただく義務があります。

「居住地国」や「住所等所在地国」が、CRS関連法令で指定された外国等（「CRS対象国」といいます。）である場合、国税庁への報告対象となり、受益者の情報が販売会社より国税庁に報告されます。当該情報は、日本と外国との租税条約等に基づき、CRS対象国の税務当局に自動的に交換されます。

< 米国商品先物取引委員会の規則等に関する開示について >

当ファンドは、米国1940年投資会社法のもとでの登録を行っていません。また、委託者が米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」といいます。）ルール4.13(a)(3)に従いコモディティー・プール・オペレーターとしての登録についての適用除外を受けているため、当ファンドに関するいかなる開示書類も、CFTCが定める規則その他の要件の適用を受けません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

< リスクの管理体制 >

ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。運用チームがポートフォリオのモニタリングを行い、その運用リスクを管理するとともに、運用部門とは独立したリスク管理部門によるリスク管理（流動性リスク管理を含みます。）も行われております。法令、規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどの実施を確保するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

委託会社の取締役会や委員会およびグループでの委員会等においても、管理・監督（流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢についての監督を含みます。）を行う多層的なアプローチにより牽制機能を効かせています。

投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

(3) 参考情報

参考情報 | 投資リスクの定量情報

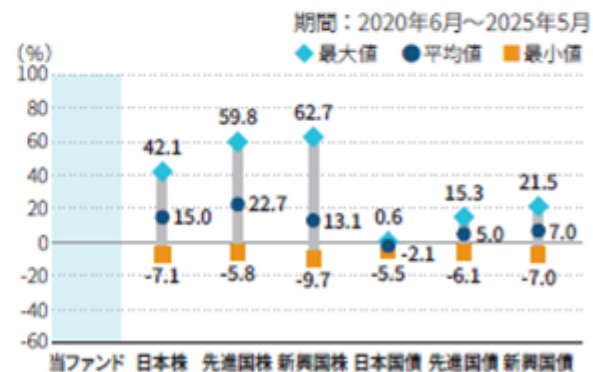
以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示するものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

過去5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値について、ファンドと代表的な資産クラスを比較するものです。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



当ファンドは2025年8月18日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日（2025年7月30日）現在、該当事項はありません。

■ 代表的な資産クラスの指数

日本株

東証株価指数(TOPIX(配当込み))

東証株価指数(TOPIX(配当込み))は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。

先進国株

MSCI-KOKUSAI インデックス
(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株

MSCIエマージング・マーケット・
インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債

FTSE世界国債インデックス
(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債

JPモルガン・ガバメント・ボンド・
インデックス・エマージング・
マーケット・グローバル・
ダイバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明・情報提供、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込を取扱う場合があります。

スイッチングのお取扱いに関しては、販売会社へお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年1.463%（税抜1.33%）の率を乗じた額が運用管理費用（信託報酬）として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

信託報酬（1万口当たり）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

運用管理費用（信託報酬）の配分については、ファンドの純資産総額の残高に応じて次の通りとします。

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.715% (税抜0.65%)	ファンド運用の指図等の対価
販売会社	年0.715% (税抜0.65%)	運用報告書等各種書類の提供・送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用（信託報酬）の中から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

信託財産の組入有価証券の売買委託手数料その他信託財産の運用にかかる費用

外貨建資産の保管等費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、信託事務の処理等に要する諸費用

- 1) 計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- 2) 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- 3) 信託約款の作成、印刷、交付および監督官庁への届出等に係る費用
- 4) 有価証券届出書、有価証券報告書等の法定提出書類の作成および監督官庁への届出等に係る費用
- 5) 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6) 投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報の作成、印刷、交付および監督官庁への届出等に係る費用
- 7) 受益者に対して行う公告に係る費用、信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- 8) 格付の取得に要する費用

- 9) 国内および海外の法令に従うために必要となる費用
- 10) 監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬ならびに費用
- 11) 前各号に準ずる費用であり以下に規定する支払方法によることが相当であると委託者が合理的に判断する費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.1%）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。諸経費は、マザーファンドに関連して生じた諸経費のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。

なお、上記の費用については、ファンドまたはマザーファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「収益分配金について」をご参照ください。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

課税上は、株式投資信託として取扱われます。以下の内容は2025年6月末現在施行の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には税率等が変更されることがあります。

1) 個人の受益者に対する課税

(a) 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(b)一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時および償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

<少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合>

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」（以下「NISA」といいます。）は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

一定の要件を満たした公募株式投資信託は、税法上、NISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの適用対象ではありませんので、ご注意ください。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

(a)収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

上記の課税上の取扱いの記載は、税務上のアドバイスを提供するものではありません。個別の投資者についてのファンド投資にかかる税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

本書提出日現在、参考情報として記載する該当事項はありません。

5【運用状況】

当ファンドの運用は 2025年 8 月18日より開始する予定であり、本書提出日現在、記載する事項はありません。

ファンドの運用状況については、初回の有価証券報告書を提出次第、記載します。

なお、初回の有価証券報告書の提出は、2026年 2 月頃を予定しております。

（ 1 ）【投資状況】

該当事項はありません。

（ 2 ）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（ 3 ）【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

（ 4 ）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

< 参考情報 >

運用実績

当ファンドは、2025年8月18日から運用を開始するため、本書提出日現在、記載する事項はありません。

委託会社ホームページ（troweprice.co.jp）において、ファンドの運用状況を適宜開示する予定です。

〔 基準価額・純資産の推移 〕

該当事項はありません。

〔 分配の推移 〕

該当事項はありません。

〔 主要な資産の状況 〕

該当事項はありません。

〔 年間収益率の推移 〕

該当事項はありません。なお、当ファンドにベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込受付

受益権の取得申込は、販売会社において継続申込期間中の毎営業日に受付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、取得のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

継続申込期間において、取得申込の受付は、原則として、午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、申込締切時間は、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 収益分配金の受取りコースの選択

収益分配金の受取方法によって、2通りのコースがあります。ただし、販売会社によって取扱いコースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受取るコースです。

(3) 申込単位

販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(5) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに申込代金をお申込みの販売会社に支払うものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) スイッチング

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込を取扱う場合があります。スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。なお、スイッチングの際には、通常の換金時と同様に税金がかかります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

スイッチングのお申込みの場合も同様です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、主要投資対象市場の規模・流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付を制限することがあります。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

電 話：03-6758-3840 （受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）

ホームページ：troweprice.co.jp

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）申込

換金の申込みは、信託設定日（2025年8月18日）以降、販売会社において毎営業日に受付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、換金のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

換金のお申込みの受付は、原則として、午後3時30分までに申込が行われ、かつ、当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、申込締切時間は、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 換金単位

販売会社が定める単位とします。

(3) 換金価額

換金価額は、換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

(4) 手取額

手取額は、換金価額から所定の税金を差し引いた額となります。

(5) 換金代金

換金代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社にて支払われます。

(6) 換金制限

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、別途制限を設ける場合があります。

(7) 受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

スイッチングのお申込みの場合も同様です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

電話：03-6758-3840（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ：troweprice.co.jp

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法等について>

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会の規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

電話：03-6758-3840（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ：troweprice.co.jp

また、原則として、日本経済新聞の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：TROUR毎）。

<運用資産の評価方法について>

対象	評価方法
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。ただし、外国株式については、原則として計算日前日の外国の金融商品取引所の終値で評価します。
外国為替予約取引	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値により計算します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2025年8月18日（設定日）から無期限です。ただし、後記の「(5)その他のファンドの繰上償還条項」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

原則として、毎月16日から翌月15日までとします。

ただし、第1計算期間は、2025年8月18日から2025年9月16日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、当ファンドの受益権の口数が50億口を下回った場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはこの信託契約を解約することに正当な理由がある場合は、受託者と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

信託期間の終了

- () 委託者は、上記「 ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、販売会社を通じて当ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。また、委託会社の判断により、周知のために公告を日本経済新聞に掲載してお知らせすることがあります。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当ファンドの信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定する当ファンドの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- () 委託者は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じた場合は、当ファンドは、下記「 信託約款の変更等」の書面決議が否決となるときを除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、年2回（毎年5月および11月）の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して提供・交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（troweprice.co.jp）に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の書面の交付の請求があった場合には、これを交付します。

信託約款の変更等

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」）をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- () 委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、販売会社を通じて当ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者および当ファンドの信託の信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

- () 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決されたときは、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- () 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

運用の外部委託は、委託者と運用の委託先との間で締結する運用委託契約にもとづき行われますが、当該契約は当事者の一方から書面による解約の申し出がない限り継続します。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。

この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、原則として毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）からお支払いします。

上記にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の末日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、民法第166条第1項第1号または第2号に規定する期間が経過する日（すなわち収益分配金の請求権があることを知った時から5年間、または収益分配金の支払開始日から10年間のいずれかの早い方）までにその支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から受益者に支払われます。償還金の請求権は、民法第166条第1項第1号または第2号に規定する期間が経過する日（すなわち償還金の請求権があることを知った時から5年間、または償還金の支払開始日から10年間のいずれかの早い方）までにその支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が別途定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権およびその不適用

投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項は、重大な約款の変更等がされる場合には、書面による決議において当該重大な約款の変更等に反対した受益者は、委託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で当該受益権にかかる投資信託財産をもって買い取ることを請求することができると定めています。ただし、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第2項において、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託については適用しないと定めています。当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成する予定です。

ファンドの会計監査は、PwC Japan有限責任監査法人が行う予定です。

ファンドは2025年8月18日から運用を開始する予定であるため、該当事項はありません。

1 【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（２）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

（３）【注記表】

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換について

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在
資本金の額 金 1 億円
発行可能株式総数 20万株
発行済株式総数 2,000株

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社における最高の意思決定機関である株主総会は取締役・監査役の選任および定款の変更に係る決議などを行います。定時株主総会は毎年12月31日（毎事業年度終了）から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集します。

委託会社の業務執行等に関する意思決定機関は取締役会です。取締役会は、3名以上の取締役で構成され、その決議により、代表取締役1名以上を定めます。本書の日付時点で委託会社の代表取締役は、1名です。

定時取締役会は3ヵ月に1回開催され、臨時取締役会は、必要あるごとに随時開催されます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、株主総会等に関する事項、役員・使用人等に関する事項、資産または財務に関する事項、業務運営に関する事項、コンプライアンスに関する事項その他業務執行に関する重要な事項を決定します。

委託会社の監査役は、1名以上とし、監査役は、法令もしくは定款に違反する行為、不正な行為、またはこれらの行為をするおそれがあると認める場合において、これを取締役に報告するために必要があるときその他必要があると認めるときは、取締役会の招集を請求し、または取締役会を招集することができます。監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければなりません。

委託会社は、意思決定のための組織体制として、取締役会の下に、投資信託等にかかるガバナンスを管轄する委員会を設置しています。同委員会は各投資信託の運用方針、運用ガイドライン、手数料、分配方針等を含む投資信託に関する重要事項を審議し、決定します。

投資運用の意思決定機構

運用にあたっては、委託会社が属するティー・ロウ・プライス・グループの運用部門のリソースを活用します。ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、適宜、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と情報共有し、相互に支援します。運用投資意思決定プロセスは、株、債券、マルチ・アセットといった投資対象資産や戦略により異なりますが、代表的な資産である株式運用戦略においては、ファンダメンタルズ分析によるボトム・アップ・アプローチ^{*}が基盤となります。アナリストが実地調査や分析等に基づく個別銘柄または発行体の定性・定量評価を行い、ポートフォリオ・マネジャーに投資推奨を行います。ポートフォリオ・マネジャーは、アナリストや他戦略のポートフォリオ・マネジャーとの議論を通じ、投資アイデアの精度を高めたうえで、最終的な投資判断を行います。さらに、債券関連の戦略では、運用プロフェッショナル間において、マクロ経済見通し等に基づく短中期的な投資テーマの共有が行われ、マルチ・アセット戦略では、アセット・アロケーションにかかる委員会が戦術的なアセット・アロケーションの配分決定・変更を主導するなど、トップ・ダウンの視点が加わります。

運用リスク管理にあたっては、運用チームのみならず、専門委員会やリスク管理部門により、多層的に管理する体制としています。また運用ガイドライン等の遵守については、運用部門から独立している専門のインベストメント・コンプライアンスによりモニタリングされます。

^{*} ボトム・アップ・アプローチとは、アナリストの個別企業に対する調査や分析等に基づきその企業の投資価値を判断し、個別銘柄を選択する運用手法です。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。委託者の運用する証券投資信託は 2025年5月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	26	1,598,850

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満を切捨てて記載しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 7 期事業年度 (2023年12月31日)	第 8 期事業年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	10,364,706	9,922,731
前払費用	54,432	96,968
未収収益	1,009,455	1,252,459
未収入金	88,095	132,020
未収委託者報酬	3,976,383	4,822,483
有価証券	-	1,275,147
関係会社未収入金 1	65,419	11,509
流動資産合計	15,558,494	17,513,321
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	807,056	794,589
器具備品	308,985	307,391
減価償却累計額	780,981	1,023,619
有形固定資産合計	335,060	78,361
無形固定資産		
のれん	1,667,514	1,487,242
ソフトウェア	10,571	5,828
無形固定資産合計	1,678,086	1,493,071
投資その他の資産		
長期差入保証金	218,087	219,495
繰延税金資産	896,268	1,011,834
投資その他の資産合計	1,114,356	1,231,330
固定資産合計	3,127,502	2,802,763
資産合計	18,685,997	20,316,084

（単位：千円）

	第7期事業年度 (2023年12月31日)	第8期事業年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
関係会社未払金 1	7,321,558	5,853,869
未払手数料	1,768,894	2,131,989
未払費用	330,194	429,134
未払法人税等	644,027	801,087
預り金	558,428	557,070
未払消費税等	237,068	621,585
その他	34,420	75,321
流動負債合計	10,894,592	10,470,058
固定負債		
退職給付引当金	894,179	1,019,230
資産除去債務	230,546	224,041
その他	4,534	49,195
固定負債合計	1,129,260	1,292,467
負債合計	12,023,852	11,762,526
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,562,144	8,396,911
利益剰余金合計	6,562,144	8,396,911
株主資本合計	6,662,144	8,496,911
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	56,646
評価・換算差額等合計	-	56,646
純資産合計	6,662,144	8,553,558
負債・純資産合計	18,685,997	20,316,084

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 7 期事業年度 （自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日）	第 8 期事業年度 （自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）
営業収益 1		
委託者報酬	16,485,037	21,205,799
投資運用受託報酬	5,103,078	6,082,725
その他営業収益	2,878,594	3,198,501
営業収益計	24,466,711	30,487,027
営業費用		
支払手数料	7,707,542	9,925,569
広告宣伝費	210,558	292,708
調査費		
調査費	425,295	400,502
情報機器関連費	28,460	14,477
委託調査費 1	5,322,214	8,230,659
営業雑経費		
通信費	13,787	10,724
その他	40,006	35,057
営業費用計	13,747,863	18,909,698
一般管理費		
給料		
役員報酬及び給料手当	1,519,236	1,566,182
賞与	1,037,861	998,426
役員賞与	150,256	145,213
その他報酬給料	343,446	50,151
法定福利費	182,761	189,400
その他の福利厚生費	99,547	130,381
株式報酬費用	669,240	690,217
交際費	8,126	10,292
旅費交通費	57,064	62,295
不動産関係費		
不動産賃借料	197,043	198,074
その他の不動産関係費	30,649	50,942
退職給付費用	208,748	175,168
固定資産減価償却費	254,225	252,284
のれん償却費	180,271	180,271
諸経費		
業務委託費 1	3,894,584	4,323,277
その他	111,809	88,379
一般管理費合計	8,944,874	9,110,958
営業利益	1,773,973	2,466,369
営業外収益		
為替差益	284,053	496,825
受取配当金	-	16,116
営業外収益合計	284,053	512,942
経常利益	2,058,026	2,979,312
税引前当期純利益	2,058,026	2,979,312
法人税、住民税及び事業税	977,249	1,290,066
法人税等調整額	138,125	145,521
法人税等合計	839,123	1,144,544
当期純利益	1,218,903	1,834,767

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 7 期事業年度（自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	5,343,240	5,343,240	5,443,240	5,443,240
当期変動額					
当期純利益	-	1,218,903	1,218,903	1,218,903	1,218,903
当期変動額合計	-	1,218,903	1,218,903	1,218,903	1,218,903
当期末残高	100,000	6,562,144	6,562,144	6,662,144	6,662,144

第 8 期事業年度（自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越利益 剰余金					
当期首残高	100,000	6,562,144	6,562,144	6,662,144	-	-	6,662,144
当期変動額							
当期純利益	-	1,834,767	1,834,767	1,834,767	-	-	1,834,767
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	56,646	56,646	56,646
当期変動額合計	-	1,834,767	1,834,767	1,834,767	56,646	56,646	1,891,414
当期末残高	100,000	8,396,911	8,396,911	8,496,911	56,646	56,646	8,553,558

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物付属設備	2～7年
器具及び備品	2～7年

(2) 無形固定資産

のれんの償却については、15年間の定額法を採用しております。

3．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給見込額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業から委託者報酬、投資運用受託報酬を稼得しております。投資運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年4回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資運用受託報酬

投資運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を主に年1回、もしくは年2回受け取ります。当該報酬は運用期間にわたり収益として認識しております。投資運用受託報酬の中には成功報酬も含まれ、成功報酬は対象となる顧問口座の特定の参考指標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3) その他営業収益

その他営業収益は、グループ会社へ提供するサービスの対価として、発生する収益の一部を移転価格税制に基づいて受け取ります。当該報酬はサービスの提供に応じて収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産

1．当事業年度の財務諸表に計上した金額 1,011,834千円

2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。当該計画においては、運用総資産の総額は、当社の現在までの業績を鑑みて、順調に推移することを予想しております。

主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、予想運用総資産であります。運用総資産が金融市場の過去の標準的な増加率の推移に基づくと予想しております。

翌年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である予想運用総資産残高は、見積りの不確実性が高く予想通り推移しない可能性があります。当社の現在までの業績や金融市場の状況を鑑みて、課税所得の見積り額や繰延税金資産の回収可能性の判断に与えるリスクは低いと考えております。

（貸借対照表関係）

1 関係会社に対する資産及び負債

（千円）

	第7期事業年度 (2023年12月31日)	第8期事業年度 (2024年12月31日)
関係会社未収入金	65,419	11,509
関係会社未払金	7,321,558	5,853,869

（損益計算書関係）

1 関係会社との取引のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

（千円）

	第7期事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第8期事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業収益	5,859,949	4,746,620
委託調査費	5,322,214	8,230,659
業務委託費	3,733,005	4,049,437

（株主資本等変動計算書関係）

第7期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,000	-	-	2,000
合計	2,000	-	-	2,000

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

第8期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,000	-	-	2,000
合計	2,000	-	-	2,000

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第7期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1．所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第7期事業年度 (2023年12月31日)
1年内	195,139
1年超	48,784
合計	243,924

第8期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1．所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第8期事業年度 (2024年12月31日)
1年内	201,557
1年超	856,619
合計	1,058,177

（資産除去債務関係）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間としております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業務等を行っており、金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。一時的な余資については、安全性及び流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収収益、未収入金及び未収委託者報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収収益に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は、その他有価証券として保有している外貨建MMFであります。これは、安全性及び流動性の高い金融商品であります。為替変動リスクに晒されております。

関係会社未収入金は、その多くが当社の親会社の子会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

長期差入保証金及び差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金及び差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

未収収益、未収入金及び未収委託者報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金が遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、有価証券は、外貨建MMFであり、為替変動による影響を定期的にモニタリングしております。

当社の債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡を取り、担当部署が適宜資金繰り計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第7期事業年度（2023年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	218,087	217,956	131

資産

(1)現金・預金、(2)未収収益、(3)未収入金、(4)未収委託者報酬、(5)関係会社未収入金

負債

(1) 関係会社未払金、(2)未払手数料、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)預り金、(6)未払消費税等

これらについては、現金または短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであるため、注記を省略しております。

金銭債権の決算日後の償還予定額

（千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	10,364,706	-	-	-
未収収益	1,009,455	-	-	-
未収入金	88,095	-	-	-
未収委託者報酬	3,976,383	-	-	-
関係会社未収入金	65,419	-	-	-
長期差入保証金	-	218,087	-	-

第8期事業年度（2024年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	219,495	214,639	4,856

資産

(1)現金・預金、(2)未収収益、(3)未収入金、(4)未収委託者報酬、(5)有価証券、(6)関係会社未収入金

負債

(1) 関係会社未払金、(2)未払手数料、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)預り金、(6)未払消費税等

これらについては、現金または短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであるため、注記を省略しております。

金銭債権の決算日後の償還予定額

(千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	11,197,878	-	-	-
未収収益	1,252,459	-	-	-
未収入金	132,020	-	-	-
未収委託者報酬	4,822,483	-	-	-
関係会社未収入金	11,509	-	-	-
長期差入保証金	-	-	219,495	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時間の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第7期事業年度（2023年12月31日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	217,956	-	217,956
資産計	-	217,956	-	217,956

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

将来キャッシュ・フローを当該賃貸借契約期間に近似する国債の利回りを基にした割引率で割り引いた現在価値を基に算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第8期事業年度（2024年12月31日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	214,639	-	214,639
資産計	-	214,639	-	214,639

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

将来キャッシュ・フローを当該賃貸借契約期間に近似する国債の利回りを基にした割引率で割り引いた現在価値を基に算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券に関する注記）

第7期事業年度（2023年12月31日）

該当事項はありません。

第8期事業年度（2024年12月31日）

1．その他有価証券

（千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	外貨建MMF	1,275,147	1,188,545	86,602
	小計	1,275,147	1,188,545	86,602
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	外貨建MMF	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,275,147	1,188,545	86,602

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

第7期事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	16,485,037	5,103,078	2,878,594	24,466,711

第8期事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	21,205,799	6,082,725	3,198,501	30,487,027

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

重要な会計方針 4．収益及び費用の計上基準に記載しております。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

第7期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

期首における退職給付引当金	727,619
退職給付費用	204,000
退職給付の支払額	37,440
期末における退職給付引当金	894,179

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

(千円)	
簡便法で計算した退職給付費用	204,000

第8期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)	
期首における退職給付引当金	894,179
退職給付費用	165,205
退職給付の支払額	40,154
期末における退職給付引当金	1,019,230

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

(千円)	
簡便法で計算した退職給付費用	165,205

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第7期事業年度 (2023年12月31日)	第8期事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
減価償却超過額	169,761	228,862
一括償却資産	46	92
退職給付引当金	309,296	352,551
未払費用	103,268	99,190
株式報酬費用	312,405	342,099
資産除去債務	79,746	77,496
未払家賃	7,842	2,269
事業税	43,738	54,405
特別法人事業税	15,144	18,838
繰延税金資産合計	1,041,251	1,175,805
繰延税金負債		
固定資産	71,287	66,474
退職給与負債調整勘定	73,681	67,541
消費税申告差額	13	-
その他有価証券評価差額金	-	29,955
繰延税金負債合計	144,982	163,971
繰延税金資産の純額	896,268	1,011,834

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第７期事業年度（2023年12月31日）

(%)	
法定実効税率	34.6
（調整）	
交際費、役員給与等永久に損金に算入されない項目	3.2
のれん償却費	3.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.8

第８期事業年度（2024年12月31日）

(%)	
法定実効税率	34.6
（調整）	
交際費、役員給与等永久に損金に算入されない項目	1.8
のれん償却費	2.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.4

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第7期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	16,485,037	5,103,078	2,878,594	24,466,711

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

北米	4,578,262
ヨーロッパ	1,216,519
日本	18,606,761
その他	65,167
合計	24,466,711

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	3,872,712
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	1,146,688

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は省略しております。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

第8期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	21,205,799	6,082,725	3,198,501	30,487,027

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

北米	3,521,476
ヨーロッパ	1,180,502
日本	25,740,407
その他	44,641
合計	30,487,027

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	3,234,534

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は省略しております。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第7期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン市バターンノスター・スクエア5、ウォリック・コート	1億7,414万8,000ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)直接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 1,146,605 費用 1,094,904	関係会社未払金	4,240,832
親会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイト・インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・プラット・ストリート100	2,448万5,947ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 3,872,712 費用 6,786,131	関係会社未払金	372,095
親会社	ティー・ロウ・プライス・グループ・インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・プラット・ストリート100	4,478万7,713ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	株式報酬費用	費用 669,240	関係会社未払金	2,545,809

(注1) 上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ティー・ロウ・プライス・ルクセンブルク・マネジメント・エス・エー・アール・エル	ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク、プリンスヘンリー大通り35	266万9,400ドル	投資助言・代理及び投資運用業	-	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 69,741 費用 156,120	関係会社未払金	7,654

(注1) 上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

親会社ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（非上場会社）

の親会社ティー・ロウ・プライス・アソシエイト・インク（非上場会社）

の親会社ティー・ロウ・プライス・グループ・インク（ナスダック証券取引所に上場）

第8期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン市パターンノスター・スクエア5、ウォリック・コート	1億7,414万8,000ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)直接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 1,152,401 費用 1,027,731	関係会社未払金	3,948,043
親会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・プラット・ストリート100	2,448万5,947ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 3,234,534 費用 9,714,731	関係会社未払金	561,465
親会社	ティー・ロウ・プライス・グループ・インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・プラット・ストリート100	4,459万3,280ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	株式報酬費用	費用 690,217	関係会社未払金	1,064,408

(注1) 上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ティー・ロウ・プライス・ルクセンブルク・マネジメント・エス・エー・アール・エル	ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク、プリンスヘンリー大通り35	266万9,400ドル	投資助言・代理及び投資運用業	-	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 28,015 費用 62,795	関係会社未払金	4,395

(注1) 上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

親会社ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（非上場会社）

の親会社ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク（非上場会社）

の親会社ティー・ロウ・プライス・グループ・インク（ナスダック証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	第 7 期事業年度 （自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日）	第 8 期事業年度 （自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）
1 株当たり純資産額	3,331,072.02円	4,276,779.08円
1 株当たり当期純利益金額	609,451.68円	917,383.79円

（注）１．潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 7 期事業年度 （自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日）	第 8 期事業年度 （自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）
当期純利益金額（千円）	1,218,903	1,834,767
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,218,903	1,834,767
期中平均株式数（株）	2,000	2,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

2018年4月1日付けで委託会社はティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド東京支店の資産運用業務を譲り受け、同日付で運用会社としての業務を開始しました。

なお、参考のため、委託会社およびティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド東京支店の沿革は以下のとおりです。

会社の沿革

1982年	8月4日	ロウ・プライス・フレミング・インターナショナルが駐在員事務所を東京に開設
2003年	3月20日	T. ロウ・プライス・グローバル投資顧問 東京支店開設
2011年	1月1日	T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に商号変更
2017年	3月1日	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に商号変更
2017年	8月17日	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社 設立
2018年	4月1日	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社がティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店の資産運用事業を譲り受け、営業開始

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円 (2024年３月末)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167百万円 (2025年３月末)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 [*]	324,279百万円 (2024年３月末)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

^{*} 継続申込期間では購入の申込みを受け付けておりません。

(3) 投資顧問会社

名称	資本金の額	事業の内容
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	24.5百万米ドル (2024年12月末)	投資運用業を営んでいます。
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	174.1百万米ドル (2024年12月末)	投資運用業を営んでいます。
ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド	45.0百万米ドル (2024年12月末)	投資運用業を営んでいます。
ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド	10.0百万米ドル (2024年12月末)	投資運用業を営んでいます。
ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド	26.5百万米ドル (2024年12月末)	投資運用業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

３【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

投資顧問会社および委託会社は、いずれもティー・ロウ・プライス・グループ・インクの100%子会社^{*}です。

^{*} 間接保有も含みます。

第3【その他】

1. 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称する場合があります。
2. 目論見書の表紙等に以下の事項を記載することがあります。
 - (1) 商標、ロゴ・マーク、写真、図案およびキャッチコピー
 - (2) 愛称について、登録商標であることを示す文言
 - (3) 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - (4) 目論見書の使用開始日
 - (5) ファンドの形態
 - (6) 委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - (7) 請求目論見書の閲覧、請求に関する事項
 - (8) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - (9) 有価証券届出書の提出日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - (10) 有価証券届出書の提出日および当該届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - (11) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す事項
3. 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリング・オフに関する事項を記載することがあります。
4. 請求目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
5. 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年3月26日

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 賢二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。